

JTU私大ユニオン・ニュース

第142号

2026/01/26

題字：奥平 康弘
全国私立大学教職員組合（私大ユニオン）
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館6階
電話03-3262-2151 FAX03-3262-2152
郵便振替00190-3-28088 <http://upuc.org/>

アール大学長解職訴訟の本人尋問実施 理事長側の解職理由の不当性は明白

1月7日(水)、茨城県土浦市のアール医療専門大学の学長解職に対する地位確認訴訟の口頭弁論が水戸地裁土浦支部で行われ、柳久子学長(係争中)と経営母体である筑波学園の戸谷聰子理事長の本人尋問等が実施された。判決は3月25日(水)に出される予定だ。アール大教職組からは橋爪委員長など5人が、私大ユニオンからは亀山亞士委員長・佐野通夫副委員長・山本和彦特別中執が傍聴した。

尋常ではない学長の年度途中の解職

戸谷聰子理事長のワンマン経営が常態化する(学)筑波学園が経営母体のアール医療専門大学で、2023年末に突如柳久子学長が解職された。2022年4月の大学開学から1年半余、年度途中での学長解職は異例で、尋常ではない。解職理由は戸谷理事長が提唱する「あいさつ運動・清掃作業」への大学教員の強制参加を柳学長が任意とするよう要望したことと、他に取て付けたような事項も付記された。柳学長(係争中)は、直後に提訴した地位保全の仮処分申請を地位確認の本訴提訴に切り替えた。

あいさつ運動等を義務だとする理事長

戸谷理事長は専門学校で実施してきた「学生登校時のあいさつ運動」や「夕方の清掃作業」を「建学の精神」の具現化で、大学教員の義務だと主張した。

一方、柳学長(係争中)は、「大学教員の本務ではなく、裁量労働制となっており、任意ならよいが強制はできない」とし、また「あいさつ運動や清掃作業は「建学の精神」とは関係はない」と訴えている。

大学教員の本務への理解不足が明白

大学教員の職務は、学校教育法で「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」と定められている。法人側弁護人は尋問の中で「就業規則には職場清掃が業務として列記されている」と指摘し



大学教員の清掃作業義務の根拠を示した。しかし、自室の整理整頓は当然として、校舎全体の清掃は通常用務職員等が担うもので、大学教員の本務ではない。そもそも就業規則の記載自体が不十分で、制定手続き等の適法性も疑わしい。理事長の一存で本来の職務以外の業務を勝手に命じることはできない。

あいさつ運動は「建学の精神」と無関係

戸谷理事長は、これらを一貫して「建学の精神」に基づく教育活動と称するが、全く事実に反している。

専門学校では「朝礼」が実施され、大学教員の参加は任意となっているが、「朝礼」や「あいさつ運動」は世間一般で行われる連絡・報告などでは全くない。戸谷理事長が関係する「倫理法人会」が実践・推奨する特異なものを参考としている。戸谷さんの個人的な信条や社会的活動に意見する立場にはないが、それを「建学の精神」に強引に結び付けて、大学教員に強要することは、一切容認できない。

労働者の労働条件は、法律上は労使対等の立場で合意により締結・変更することになっている。

学問の自由・大学の自治が基本

憲法第23条で「学問の自由」が大学教員に限らず、誰にでも保障されている。ただ、大学は「深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供すること」(教育基本法)とされているため、大学には学問の自由を「制度的に保障」するものとして「大学の自治」(自主性・自律性)が認められている。

憲法に「思想及び良心の自由」と「表現の自由」に加えて「学問の自由」が盛り込まれたのは、戦前の侵略戦争遂行の過程で、体制に異を唱える研究者が次々と排斥され、科学者たちが時の政権の求めるままに戦争に協力したことへの反省によるものである。

したがって、大学は、時の政府や産業界等から介入を受けることなく、独立していることが必須となる。戦後80年、ほぼ政権与党の自民党と、自由な意見を発信する大学教員とは意見を異にすることもあるが、それでこそ多様な言論をベースの成熟社会の姿だ。政府による学術会議委員の任命拒否は不当だ。

大学の自治の主体が「教授会」であることは、政府自民党の画策で、2014年の学校教育法改「正」による教授会権限の大幅な制限があったとしても、共通理解となっている。本来、事務職員は当然として、学生を含めた「全構成員の自治」であっても良いだろう。

私大は私大法人から独自性を有する

「学問の自由」および「大学の自治」の趣旨を踏まえて、私学(大)法人と私大の関係性を鑑みると、私大が私学法人の内部組織であったとしても、真理を探究し、教育研究を担う大学教員を主体とする私大は、私学法人から相対的な独自性を有しており、一定の自己決定権を保持していると言える。

私学法人の理事者は、創設者との関係から宗教者・企業人等々、必ずしも大学教員とは限らない。とくに、近年は理事会権限を強化し、「教授会自治」に制限を加えようとする政府自民党や産業界の意向を受けて、文科省・都道府県庁等の官僚の天下りや産業界等からの外部理事が増強されている。

これらを踏まえると、私学法人理事者の「大学の自治」への不当な介入に対しては、時の政治権力からの独立と同様に、常に自立して、教授会を主体とする「自主管理」により能動的に対処していくべきである。

あいさつ・清掃は団交での協議事項

百歩譲って、戸谷理事長が掲げる「朝礼・あいさつ運動・清掃作業」を教育実践に関する一つの提案として捉えてみても、アール大学内での実施の可否や方法等は、「大学の自治」の観点から、教授会等での十分な検討を重ねて判断されるべきものである。

他方で、大学教員の労働条件面から鑑みると、本務とは異なる業務であることから、すでに大学教員の過半数組合がある現状では、団交等の労使協議を経て取り扱いを決定し、協定化することとなる。仮に、「あいさつ運動・清掃作業」を実行する場合には、一般的には参加教員への手当支給が相当といえよう。

「建学の精神」の体現者は大学教員

「建学の精神」自体は、各私大の教育理念や伝統の表現として一定程度の価値はあるとしても、教育基本法・学校教育法・私立学校法等に「建学の精神」の規定は存在しない。よって、「建学の精神」がそもそも何ものであるのかは、実はあまり明確ではない。

ともあれ、「建学の精神」の体現者は、日々の教育研究を担う大学教職員であって、理事者の専権事項ではない。アール大で「建学の精神」をいかに現場の教育に取り入れていくのかは、大学の構成員が日夜具体的に討議検討し、実行していく中で、徐々に作り上げていくものだ。学生も大学構成員とすれば、アール大での学生アンケート実施は至極当然のことだ。

大学の知識・経験・識見なき理事長

専門職大学は、専修学校等の強い要請を受けて2017年に制度化されたが、理事者等が大学経営に必要な知識や経験に乏しく、私大の適切な運営に必要な識見に欠ける事例がかなり見受けられる。戸谷理事長も今般の本人尋問を見る限り、上述してきた基本的視点を適確に理解しているように思われない。

私大ユニオンは今後もアール大教職組とともに学園正常化に助力しつつ、同時に専門職大学制度の現状分析を踏まえて課題の総括に努め、さらには、関係法令等の改正に向けて、衆参文部科学委員会や文部科学省等への働きかけを強化したい。